

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機防災用窒素ガスボンベ～圧力調整弁間の接続部より窒素のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	循環水ポンプ（3台）の点検において、ポンプ駆動用電動機の冷却水配管及び流量監視用のぞき窓（フランジ取付けタイプ）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
3	2号機	給水復水系の定期検査準備としての第2給水加熱器（C）の水抜き作業において、ドレン水が終息せず継続していることから、当該給水加熱器にチューブリークの可能性が認められたため、当該給水加熱器を点検・修理	D	
4	2号機	主タービン主蒸気止め弁（3）の点検において、弁棒及び案内片のバックシート面に浸食が認められたため、当該部品を修理	D	
5	2号機	主低圧タービン（A）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線にブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	2号機	主低圧タービン（A）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線及び溶接部近傍に線状、円形指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
7	2号機	原子炉建屋地階圧力抑制室のドレンサンプポンプ（A）のベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	2号機	タービン建屋照明用分電盤（1基）の点検において、給水加熱器室の復水器西側エリア用電源回路に絶縁不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
9	3号機	残留熱除去系計装ラック（B）内の圧力スイッチ用端子台のケーブル端子固定用ビスにネジ山の破損が認められたため、当該ビスを交換	D	
10	3号機	除染設備の仕上げ洗い用超音波洗浄装置への洗浄水供給配管接続用のゴムホース取付け部より水のリーク（1滴／40秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	除染設備の仕上げ洗い用超音波洗浄装置への洗浄水供給入口弁にシートリーク（1滴／40秒程度）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉格納容器サブプレッションプール水温度記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）エリアのストームドレン集合ファンネルの上蓋止め金具の破損により上蓋が外れないため、当該金具を交換	D	
14	4号機	循環水系主復水器逆洗弁（6台）の入口配管との接続フランジ部（計6箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	タービン建屋換気空調系北側給気ファン室の内壁化粧モルタル材が一部剥離しているため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	主タービン湿分分離器ドレン水の第3給水加熱器（A）への入口弁駆動部の点検において、制御用電磁弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）用制御盤の発電機界磁回路用ケーブルに被覆の損傷が認められたため、当該ケーブルを交換または絶縁処理	C	
18	6号機	復水ろ過装置の増設に伴う溶接施工記録の記録確認において、継手用材料の記載が「溶接部詳細一覧表」の記載内容と相違していたため、「溶接部詳細一覧表」を訂正	D	
19	6号機	燃料装荷作業の途中において、炉心作業監視装置の信号伝送異常の発生により、「自動運転モード」が一時的に除外され、燃料取替機が炉心上で自動停止したため、対応検討	C	
20	6号機	復水前置ろ過装置の逆洗廃液仕切弁駆動部の点検において、制御用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋2階二重扉（外側：タービン建屋側）の気密用パッキンが外れていたため、当該パッキンを交換	D	
22	6号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（燃料集集体外観検査）の記録確認において、添付資料（燃料集集体検査適用除外判断結果について）の添付を失念していたことの指摘を受けたため、対応検討	C	
23	6号機	タービン建屋換気空調系2階フロア用移送排風機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
24	6号機	濃縮廃液貯蔵タンク（A）廻り配管保温用ヒーターの漏電しゃ断器が動作し、電源がしゃ断されたため、当該電源回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで